

令和4年11月4日
建設・技術課 入札・契約担当
担当者 北島、寺崎
内線：2746
直通：0952-25-7102
E-mail：kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

佐賀県建設工事等入札参加資格者の指名停止を行います

「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「要領」という。）により、下記のとおり指名停止を行います。

記

[西日本電信電話株式会社]

1 指名停止対象業者、登録業種及び指名停止期間

対象業者：西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 森林 正彰（大阪府大阪市都島区東野田町4-15-82）

登録業種：電気通信工事-A級

期 間：令和4年11月5日 ～ 令和5年2月18日（3.5か月）

2 指名停止の理由

広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器の入札及び広島市発注の特定コンピュータ機器の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。

3 指名停止期間の根拠

要領別表第2第6号（独占禁止法違反行為）に該当する。

指名停止期間については3.5か月とする。

4 令和2・3年度発注実績

令和2年度 なし

令和3年度 なし

[中外テクノス株式会社]

1 指名停止対象業者、登録業種及び指名停止期間

対象業者：中外テクノス株式会社

代表取締役社長 福馬 聡之（広島県広島市西区横川新町9-12）

登録業種：土木コンサル（鋼構造及びコンクリート、建設環境、廃棄物）

その他（環境調査、計量証明事業）

期 間：令和4年11月5日 ～ 令和5年4月4日（5か月）

2 指名停止の理由

広島市発注の特定コンピュータ機器の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。

3 指名停止期間の根拠

要領別表第2第6号（独占禁止法違反行為）に該当する。

指名停止期間については5か月とする。

4 令和2・3年度発注実績

令和2年度 なし

令和3年度 なし